

Pharmacometrics 研究会会則
(第12版：2025年5月19日改定)

第1章 総 則

第1条 名称

本会は、Pharmacometrics 研究会（略称 PMx 研究会、英語名称 Pharmacometric Approach Group in Japan、英語略称 PAGJa、以下本会と呼ぶ）と称する。

第2条 目的

臨床における患者を対象に、用法・用量と薬物動態・効果・副作用の定量的関係、およびその変動要因の系統的かつ合理的な理解は、新医薬品の研究開発に必要不可欠であり、さらに臨床での医薬品適正使用に役立つ重要な情報である。臨床開発データの国際共同利用、特別な患者集団での適正用量の明確化、患者毎の個別化治療などを進めるためにも、薬物動態と薬力学面からの検討は必須と考えられる。本会は、母集団薬物動態、曝露－反応関係を中心に上記情報を科学的・合理的に収集・解析するためのファーマコメトリクス手法とそれに係る諸課題の検討、およびその普及・発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第3条 会員の資格

本会の目的に賛同し、リストに登録された個人を会員とする。

第4条 会員の権利

会員は、研究会および関連イベント、教育セッション等へそれぞれの参加費を納入することで参加できる。

第5条 会員の退会、除名および資格の喪失

会員は、所定の退会届を提出することにより退会することができる。

会員が次の各号の一に該当する場合は、幹事の過半数の賛成をもって、除名することができ、除名が議決されたときは、当該会員に通知するものとする。

（1）本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（2）その他、正当な事由があったとき。

事務局からの連絡が困難になった会員は、その資格を喪失することがある。会員資格喪失した場合の再入会は可能とする。

第3章 幹 事 会

第6条 幹事会の構成

本会の幹事会は、幹事（10名以上）より構成される。

第7条 権限

幹事会は、本会の最高意思決定機関であり、次の事項について決議する。

- (1) 幹事、次年度および次々年度代表幹事ならびに事務局長の選任および解任
- (2) 会長、副会長の選任
- (3) 功労会員の選出
- (4) 会員の除名
- (5) 次年度研究会開催日および会場等
- (6) 会計記録およびこれらの附属明細書ならびに財産目録の承認
- (7) 会則の変更および細則の策定・変更の承認
- (8) その他幹事会で決議するものとして本会則で定められた事項

第8条 幹事会の開催

本会は、定例幹事会として毎年1回開催するほか、必要に応じて臨時幹事会を開催する。定例幹事会では、次年度および次々年度代表幹事、ならびに次年度研究会開催日および会場等を決定するとともに、本会に関する事項を協議する。

第9条 決議

幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。ただし、代表幹事が欠けたときまたは欠席・不在のときは、幹事会の議長は幹事会において互選する。

幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除いて行い、出席幹事の過半数をもって可決とする。

第10条 議事録

幹事会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員等

第11条 幹事

幹事は、本会の運営に係る必要な事項を審議するとともに、会務の執行について積極的に協力する。

任期は2年（1月1日～翌年12月31日）とする。重任は妨げない。

第12条 代表幹事

代表幹事は、2名が幹事会にて互選され、前年度代表幹事より引継ぎ後、研究会および幹事会の会場の確保、講演者の招集、参加者の募集と参加者名簿の作成、研究会運営に関する予算見積もりならびに運営事務全般を担当する。なお、一部を外部受託機関に委託することができる。

代表幹事はサイエンスプログラム委員会の提案を考慮してプログラムを決定する。

代表幹事は、事務局長の管理の下、研究会にかかる費用を参加費および寄附金等を以って運用する。

定例研究会以外に、関連イベント、教育セッション等を開催する場合は幹事会の承認を得る。

任期は1年（1月1日～12月31日）とする。重任は2年を上限とし、再任は妨げない。

第13条 事務局長

事務局長は、1名を幹事会で互選する。事務局長は会計管理、寄附金依頼、協賛費管理、広告費管理など本会運営における財務を管掌し、幹事会に報告する。なお、一部を外部受託機関に委託することができる。

任期は2年（1月1日～翌年12月31日）とする。重任は妨げない。

第14条 委員会

幹事会は、合議の上で年間活動に必要となる委員会（サイエンスプログラム委員会、アワード委員会、教育プログラム委員会等）を設置することができる。各委員会の委員の中から互選で委員長1名を選任し、委員会を統括する。

必要に応じて細則を定める。

第15条 会長、副会長

会長（1名）および副会長（若干名）は、本会を永続的に発展させるため過去の成功・失敗に基づく経験を次世代に継承する役割を担う。

会長および副会長は代表幹事および／または幹事会の諮問に応え、代表幹事／幹事会に対し意見を述べることができる。

会長および副会長の任期は2年（1月1日～翌年12月31日）とする。その役割の意味合いから重任は妨げない。

第16条 功労会員

功労会員は、幹事を通算10年以上あるいは代表幹事経験者等、本研究会の発展に特に功績のあった者で幹事会の承認を得た個人とする。功労会員は定例研究会参加費が免除される。

第5章 研 究 会

第17条 定例研究会

本会は、毎年1回、定例研究会を開催する。

第18条 臨時研究会

本会は、定例研究会以外に、幹事会が必要と認めた場合に臨時の研究会を開催することができる。

第6章 会 計 お よ び 会 費

第19条 会計年度

本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第20条 寄附金

代表幹事は、事務局長と協働して、必要に応じて趣意書、研究会プログラム、収支概算見積もり書、および公正競争規約（公競規）に則った書類をもって寄附を要請できる。

第21条 協賛金等

代表幹事は、事務局長と協働して、研究会運営のために協賛金等を得ることができる。

第7章 付 則

第22条 会則の改定

会則の改定は、幹事会の審議を経て決定する。

第23条 本会則の第12版は、2025年5月19日より発効する。

第24条 事務局

本会には事務局を設置し、事務局長が幹事会での決議に基づき管理する。

本会事務局を下記に設置する

〒274-8555 千葉県船橋市習志野台7-7-1
日本大学薬学部 臨床薬物動態学研究室

初 版	2003. 9.16.
第2版	2003.10.25.
第3版	2004.10.22.
第4版	2007. 9.10.
第5版	2009.12. 3.
第6版	2011. 1.27.
第7版	2013.10.11.
第8版	2017.11.13
第9版	2019.3.25
第10版	2020.12.7
第11版	2023.5.16
第12版	2025.5.19